

～大東通信～

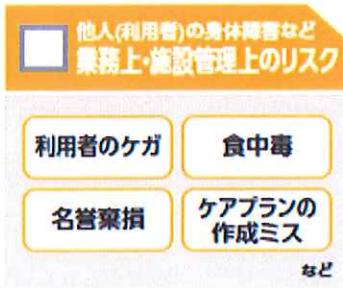


2019-2月号

介護・福祉サービス事業者 リスクマップ

(社会福祉法人における賠償責任編)

STEP 1



STEP 3

2017年 社会福祉法の改正
役員責任の明確化に伴う主なチェックポイント

★ (事例1件目)
法人からの訴訟

第三者からの訴訟

★ (事例1件目)
連帯責任を負う可能性

評議員の責任

評議員選任・解任委員会の責任

STEP 4

不祥事発生時の初期対応

社内調査

★ (事例1件目)
第三者委員会

役員等の責任は主に誰に対するものなのか?

下記の3つとなります



雇用リスクの背景



理想と現実のギャップに悩み…



新しい仲間に馴染めず…



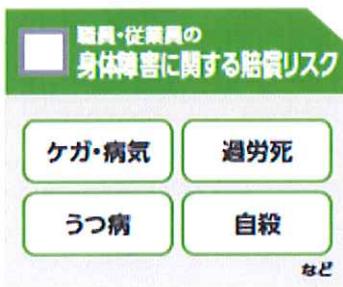
雇用形態への不満や不安…



会社が望まない人材だった…

従業員の権利意識の高まり

STEP 2



賠償リスク × 補償

STEP 5

雇用リスク

雇用リスクは長期化することで…

職員・従業員の雇用に関する賠償リスク

セクハラ

★★ (事例2件目)
パワハラ

★★★ (事例3件目)
不当解雇

不当な差別



長期化の影響

風評被害

人材の流出

本業への影響

訴える主体

訴え・責任追及の内容(賠償責任)

法人自体

役員の法人に対する賠償責任

第三者・利用者

経済的損害に対する賠償請求

職員・元職員

ハラスメント・不当解雇など

第三者・利用者

ケガ・病気など安全配慮義務違反

人材の流出

他人の身体障害や名誉毀損など

介護・福祉サービス事業の運営にはさまざまなリスクが存在します。

社会福祉法の改正により役員・評議員等の訴訟リスクに注目が集まりましたが、

近年、雇用に関するトラブルで法人が訴訟に巻き込まれる事例が多発しています。



〈事例1〉 横領事件で第三者委員会を設置した事例

○○市福祉局による監査で、不審な振込み履歴から法人の資金約2億円が経理担当職員の個人口座に移っていることが発覚した。理事長と監事は不適正会計の責任を取り退任。行政から推薦された新理事長・監事のもと、再発防止策を講じるために第三者委員会（弁護士など委員3名を選任）により徹底的に調査することを決定。

結果、第三者委員会が理事長ら個人の責任を追及すべきとの見解を示したことを受け、同法人は不正取引を行っていた経理担当職員と当時の理事長に、損害額である約2億円の賠償を求める法人訴訟を提起（施設長には業務上横領により刑事告訴）した。

〈第三者委員会設置費用〉 約600万円
〈賠償請求額〉 約2億円



〈事例2〉 パワハラ・モラハラ（いじめ）の事例

施設の利用者に暴言を吐いたり仕事のミスを繰り返すなど、日頃から勤務態度に問題があった従業員に対して、上司である主任が「仕事のやる気がないなら代わりにパートを雇うので、別に辞めてもらって構わない」などと厳しく叱責したところ、翌日から有給休暇の手続きを行わないまま無断で欠勤した。そこで、会社はその従業員に対して解雇予告通知を送付し、就業規則に基づき解雇した。

その後、その従業員は指導の範囲を超えた人相権侵害（パワハラ）に対する慰謝料などを求めて、裁判所に仮処分命令の申立を行った。



〈慰謝料などを支払うことでの和解〉 約115万円



〈事例3〉 試用期間中の解雇トラブル

他の従業員に比べ作業成果が格段に低く、かつ勤務態度にも問題が見られる試用期間中の従業員に対し再三注意・指導・教育したが改善が見られなかったことから、法人は職種の変更などいくつかの選択肢を示したもの納得せず交渉は決裂した。従業員は一向に歩み寄る気配がなく、勤務態度も悪化する一方であったため、法人は就業規則に基づいて解雇処分とした。

ところが、その従業員は外部のユニオンに所属し、解雇無効と解雇以降の賃金相当額の支払いを求め法人を提訴した。

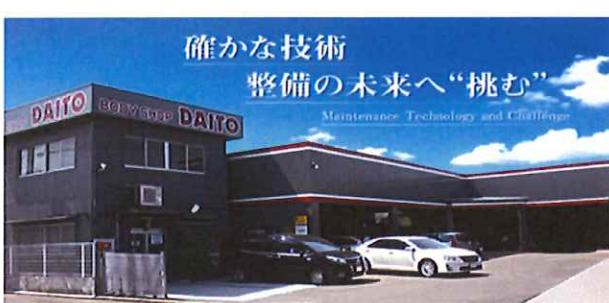


最終的に解雇以降の賃金相当額など800万円で和解した。

〈解雇以降の賃金相当額など〉 約800万円

いかがですか？

何か気になる点があればお気軽に当社にご連絡、ご相談ください！



株式会社大東工業

●保険・福祉車輌受付
名古屋市中川区中野新町4-35
TEL 052-354-5433
FAX 052-354-5439
Mail:kabu-daito@themis.ocn.ne.jp